

佐賀県告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十二年三月九日

佐賀県知事 古 川 康

一 施行者の名称

吉野ヶ里町

二 都市計画事業の種類及び名称

佐賀東部都市計画下水道事業 吉野ヶ里町公共下水道

三 事業施行期間

平成五年十二月二十八日から

平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし